

マル学保険証の更新時期です



就学のために本宮市から離れて居住している学生の方に対し交付している学生用の被保険者証（マル学保険証）の有効期限は3月31日までとなっています。

一般の方の場合、国民健康保険は住民票のある市町村で加入しますが、学生の場合は保護者の世帯で加入できる特例措置を取っています。年度ごとに手続きが必要ですのでご注意ください。

マル学保険証をお持ちの方、新たに申請される方は市民課国保年金係または白沢総合支所市民福祉課まで必ず届け出てください。

進学により初めてマル学の保険証を希望する方



交付手続きをしてください！

必要なもの

- 合格通知書
- 入学金等を振り込んだ領収書（入学の意思が確認できる書類）
- 世帯主の印鑑
- 国民健康保険証（マル学の保険証に差し替えます）

※現在本宮市の国民健康保険に加入中であり、進学のために他の市区町村に住所を異動（転出届を提出）する方のみ該当となります。

進級が決定した方



更新手続きをしてください！

必要なもの

- 新学年の在学証明書または学生証（有効期限がH27.4.1以降のものに限る）
- 世帯主の印鑑
- 国民健康保険証（新しい保険証と差し替えます）

社会保険等に加入予定の方



終了および国保脱退の手続きをしてください！

必要なもの

- 世帯主の印鑑
- 国民健康保険証
- 会社等の保険証（コピー可）または他の健康保険に加入したことが分かる書類

卒業等により本宮市に再転入予定の方



終了の手続きをしてください！

必要なもの

- 世帯主の印鑑
- 国民健康保険証（一般の保険証と差し替えます）

上記に該当しない方



終了の手続きをしてください！

必要なもの

- 世帯主の印鑑
- 国民健康保険証

※なお、お住まいの市区町村で国民健康保険加入となりますので加入手続きをしてください。

本人が同一世帯の方であれば手続きができます。本人確認書類（運転免許証等）をお持ちください。

4月1日以降の住所や進路が確定してからの手続きをお願いします。

◆問い合わせ先 市民課 国保年金係 ☎24-5342

転入・転出などの手続きはお早めに

3月・4月は、就職や進学、転勤などで住所を移転する方が多くなります。住所や世帯などに変更があった場合は、市役所市民課または白沢総合支所市民福祉課の窓口へ届出をしてください。

■正しく届出をしましょう

正しい届出をしないと、国民年金や国民健康保険、児童手当などの給付が受けられません。

また、選挙ができなかったり、子どもの予防接種や、小中学校への入学手続きなどにも影響が出たりします。住所が変わると、住所変更の届出のほかに、国民年金や児童手当などの手続きも必要になります。

■住民異動の届出人

住民異動の届出は、本人か同一世帯の方のみ可能です。それ以外の方が届出をする場合は、委任状が必要になります。

■本人確認書類が必要です

他人になりすまし、国民健康保険証や印鑑登録証などを不正に取得することを防ぐために、届出される方の本人確認が必要になります。運転免許証やパスポートなどの顔写真付きの証明書をご持参ください。

■窓口の受付時間

午前8時30分から
午後5時15分

平日のみ（祝日を除く）

※毎週月曜日に、市役所

市民課市民窓口係の窓口業務を午後7時まで延長しています。延長した時間は、各種住民異動の届出（転入・転出・転居・世帯主変更の届出など）の業務

は取り扱っていませんのでご注意ください。

■これからの時期は大変込み合います

これからの異動の時期、週始めや金曜日、昼休みなどは大変込み合います。込み合う時間帯を避けるか、余裕を持ってご来庁ください。

住民異動の主な届出

届出の種類	届出期間	持参するもの
転入 (市内へ来られたとき)	転入した日から14日以内	・転出証明書 ・印鑑 ・国民健康保険被保険者証 ・後期高齢者医療被保険者証
転出 (市外へ出られるとき)	転出する前	・印鑑登録証 ・国民健康保険被保険者証 ・後期高齢者医療被保険者証 ・住民基本台帳カードなど
転居 (市内での異動のとき)	転居してから14日以内	・国民健康保険被保険者証 ・後期高齢者医療被保険者証など
世帯主変更届 (世帯主を変えたいとき)	変更があった日から14日以内	・国民健康保険被保険者証など

※転入・転出・転居などの届出の際、届出者の本人確認が必要になりますので、運転免許証やパスポートなど、顔写真付きの証明書をお持ちください。

- ### ☑引越しに関する届出・申請チェックリスト
- 国民年金加入・喪失届 各種障がい者手帳の住所変更
 - 国民健康保険の加入・喪失届 水道の開閉栓の受付
 - 後期高齢者医療被保険者証の交付・返還
 - 後期高齢者医療高額医療費申請
 - 児童手当の認定申請・消滅届
 - 子ども医療費受給資格登録申請・返還
 - 所得証明書・納税証明書・課税証明書の交付
 - 転入転出に係る重度障がい者医療費受給資格の申請

◆問い合わせ先

市民課 市民窓口係
24-5341

